

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（3件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 氏 名 かわきた やすお
川北 泰央
- (2) 学 校 名 東京都立府中西高等学校
- (3) 職 名 主幹教諭
- (4) 年 齢 45歳
- (5) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和3年12月17日

4 処分理由

令和3年5月18日午前7時19分頃、駅のホームにおいて、スマートフォンを前方にいた女性のスカート内に差し向け、同スカート内の下着等を動画撮影するなどした。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校
- (2) 職 名 主 事
- (3) 年 齢 25歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

停職3月

3 発令年月日

令和3年12月17日

4 処分理由

令和2年2月17日から同年4月16日までの間に、当時勤務校主任教諭に対して、社会保険料等の返還金として誤った金額を振り込んだことにより、96,305円の過誤払いが生じる事態を招く、銀行において、同校教職員8名分の給料等の返納金等計1,090,085円を、所持金で立て替えて納付する、同校教職員4名分の給料等の返納金等である現金1,171,411円を同校経営企画室内の金庫から持ち出し、自宅に持ち帰るなどした。

III

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（多摩地域）
- (2) 職 名 主幹教諭
- (3) 年 齢 61歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 3月

3 発令年月日

令和3年12月17日

4 処分理由

平成30年9月5日から令和3年1月19日までの間に、自宅から勤務校付近の駐車場までの区間において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自動二輪車による通勤を行い、通勤手当計150,960円を不正に受給するなどした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課

電話 03-5320-6798（直通）